

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月16日（平成30年（行情）諮問第365号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第522号）

事件名：「行政文書開示請求書（特定受付番号）の移送について」の決裁文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「行政文書開示請求書（特定受付番号）の移送について」の決裁文書一式 平成29年度」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月17日付け愛労発総0517第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。法5条1号及び6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年3月19日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月22日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報該当性について、法5条4号を追加し、その余については、不開示理由を一部変更した上で、原処分を維持することが妥当であると考えます。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る対象行政文書は、「行政文書開示請求書（開第162号）の移送について」の決裁文書である。

なお、決裁文書に添付されている移送対象文書全体については、法12条1項に基づき、会計検査院長において開示決定等をすべき行政文書として、事案を移送していることから、開示対象外とすることが妥当であると考ええる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件対象文書のうち、開示請求人の氏名、住所、電話番号の一部については、以下の理由により本来不開示とすべきところ、原処分で誤って開示したものである。

イ 本件対象行政文書のうち、開示請求人の氏名、住所、電話番号、筆跡については、公にすることで、特定の個人を識別することができる情報である。

また、「移送前に行った行為の概要記録」には、文書の特定について、特定の個人と愛知労働局との具体的なやりとりが記載されており、公にすることで、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるようになる情報が記載されている。

以上の情報は、法5条1号に該当し、かつ同号イからハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件対象行政文書のうち、開示請求人の筆跡については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「当該不開示情報は法5条1号、6号に該当しない」旨主張しているが、本件対象行政文書に係る不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報該当性について、法5条4号を追加し、その余については、不開示理由を一部変更した上で、原処分を維持することが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月13日 審議
- ④ 平成31年1月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書として別紙に掲げる文書番号1ないし文書番号7を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、法の適用条項を法5条1号及び4号に改めた上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の3欄に掲げる通番1及び通番9について

ア 当該部分は、特定個人の住所及び電話番号並びに当該特定個人が開示請求を行った際に、文書の特定について当該特定個人と愛知労働局との間でやり取りした内容であり、当該特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について検討すると、原処分において特定個人の住所及び電話番号が開示されている部分があるが、これは誤って開示されたものであることから、これらも含めて同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項に基づく部分開示について検討すると、当該部分は、原処分において特定個人の氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 通番2ないし通番8について

ア 当該部分は、特定個人の氏名、住所及び電話番号並びに当該特定個人が行った開示請求に係る請求先、日付及び請求文書の名称であり、当該特定個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 通番2及び通番3について、法5条1号ただし書該当性について検討すると、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある

と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。したがって、当該部分は、同条1号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分について、法5条1号ただし書該当性について検討すると、原処分において特定個人の氏名、住所及び電話番号が開示されている部分があるが、これは誤って開示されたものであることから、これらも含めて同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示について検討すると、当該部分は、原処分において特定個人の氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

(1) 処分庁は、原処分において、特定個人の氏名等、本来不開示とすべき部分について開示決定しており、この点について、諮問庁も、誤って開示決定した事実を認めている。

このような事態は、処分庁における法の理解が欠如していると言わざるを得ず、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

(2) 当審査会において確認したところ、本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には、「(2) 決裁文書に添付の開示対象文書については、開示決定作業の途中段階の情報であり、開示決定判断を会計検査院にて行うこととなるため、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法第5条第6号の不開示情報に該当し、不開示とした。」と記載されていることが認められる。

この点につき、諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)において、決裁文書に添付されている移送対象文書全体については、法12条1項に基づき、会計検査院長において開示決定等をすべき行政文書として、事案を移送していることから、開示対象外とすることが妥当である旨説明しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、詳細な説明を求めさせたところ、処分庁においては、平成30年3月19日付けで本件開示請求を受け付けた後、決裁文書に添付の対象文書については、同項に基づき、同年4月17日付けで会計検査院長に対し事案の移送を行ったとのことである。

そうすると、当該文書については、会計検査院長において開示決定等をすべきものであり、本件開示決定通知書には、上記の記載をすべきで

はなかったのであるから、処分庁においては、今後、このようなことがないように十分留意すべきである。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び4号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条1号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 文書番号 1 決裁伺い書
- 文書番号 2 開示請求に係る事案の移送について（会計検査院長あて）
- 文書番号 3 行政文書開示請求書
- 文書番号 4 開示決定等の特例規定の適用について（通知）
- 文書番号 5 移送前に行った行為の概要記録
- 文書番号 6 行政文書開示請求書の補正について（依頼）
- 文書番号 7 開示請求に係る事案の移送について（通知）（特定開示請求人あて）

別表

1 対象文書名		2 頁	3 通番	4 不開示を維持する部分	5 不開示情報（法5条該当号）		6 開示すべき部分
文書番号	文書名				1号	4号	
2	開示請求に係る事案の移送について（会計検査院長あて）	4	1	「請求者名等」欄の住所，電話番号	○		
3	行政文書開示請求書	5	2	左上「宛名」欄	○	○	全部
			3	右上「日付」欄	○	○	全部
			4	「氏名又は名称」欄	○	○	
			5	「住所又は居所」欄	○	○	
			6	記の1「請求する行政文書の名称等」欄	○	○	
			7	下部「欄外」部分	○	○	
		6	8	不開示部分全部	○	○	
5	移送前に行った行為の概要記録	8, 10	9	不開示部分全部	○		